

平成25年7月9日
東京税関業務部

各位

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部改正について

1. 改正内容

法第2条第1項の政令で定める特定外来生物に、次に掲げる種が追加されました。

○追加指定されるもの（別表第一関係）

・第一（動物界）の一（哺乳綱）の（四）（齧歯目）

科名：リス科

種名：カルロスキウルス・フィンライソニイ（和名：フィンレイソンリス）

・第一（動物界）の（哺乳綱）一の（五）（食肉目）

科名：マンゲース科

種名：ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（和名：ファイリマンゲース）

2. 施行期日

平成25年9月1日

3. 輸入の際の手続き

本種の輸入に当たっては、税関による関税法第70条（証明又は確認）の他法令確認において、

・主務大臣が交付する飼養等許可証又はその写し（法第5条）

・当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書（法第25条）

の提出が必要になります。

（参考）「特定外来生物等専門家会合により特定外来生物の指定対象とすることが
適当とされた外来生物」（別添）。

問い合わせ先

東京税関業務部通関総括第2部門（電話：03-3599-6338）

(別 添)

特定外来生物等専門家会合により特定外来生物の指定対象とすることが適当とされた外来生物

種名	学名	評価の理由
カルロスキウルス・フィンライソニイ (フィンレイソニス)	<i>Callosciurus finlaysonii</i>	原産地ではクリハラリス（亜種タイワンリスを含む）と類似した生息地選択、食性を示しており、野外放逐されれば国内でも温暖地域を中心に定着するおそれがある。国内に定着すれば、植物や昆虫などに対する食害や在来種のニホンリスや鳥類などとのニッチ重複による競争排除などの生態系への被害が予想される。海外では、果樹などの農林業等に対する被害が報告されている。
ヘルペステス・アウロプンクタトゥス (フィリマンダース)	<i>Herpestes auropunctatus</i>	奄美大島、沖縄島で希少な在来生物を捕食することにより、生態系への被害が深刻化しており、防除などの対策がすでに実施されている。国外でも、食肉獣のいない島嶼に持ち込まれた際、在来の生物群集に対するインパクトが大きいことが指摘されており、本種が在来生物の絶滅要因になったとされる事例が報告されている。鶏卵、鶏雛に対する養鶏被害や、農作物への被害が報告されている。